

松江市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年3月29日付け松江市監査委員告示第3号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成18年11月21日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 伊原 正人
松江市監査委員 藤田 彰裕

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>本市においては、審議会等の設置・改廃、組織、委員の選任、議事運営等に関する指針となるべき基準がないことから、統一的な基準を制定し、それに基づく公正で透明性の高い審議会等の活動が行われるよう要望する。</p> <p>また、「附属機関に準ずる機関」として要綱等で設置している審議会等の中には、審査、諮問又は調査を職務としていると思われるものもあるので、個別、具体的にその機能、組織、目的、権限等を確認し、「附属機関」としての性格を有していると判断されるものについては、条例による設置手続きをとられたい。</p>	<p>現在、審議会等に関する統一的な基準を制定するため、関係各課等との調整を行っております。</p> <p>この基準に基づき、各審議会等について、個別、具体的にその機能、組織、目的、権限等を確認し、「附属機関」としての性格を有していると判断されるものについては、条例化を図ります。</p> <p>（行政改革推進課）</p>